

民事調停委員及び家事調停委員に対する地方裁判所長表彰又は家庭裁判所長表彰について

平成元年 4月 1日民二第 844号地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成 6年 12月 7日民二第 410号

平成 18年 3月 29日民二第 002642号

平成 29年 4月 28日民二第 1462号

標記の表彰について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰の目的

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員として長年職務に精励し、調停制度のために功績があった者の労をねぎらうとともに、調停制度の発展に資することを目的とする。

2 表彰の対象者

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員で、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に退任したもの又は退任する予定のもののうち、原則として年齢68歳以上であって、おおむね8年以上にわたり職務に精励し、調停制度の発展に特に貢献したものに対して行う。

3 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、毎年、地方裁判所長又は家庭裁判所長が行う。

4 被表彰者の決定方法

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されていた者又は任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれか一方の調停委員として取り扱う。

(2) 司法委員及び参与員としての事績は、評価の対象としない。

5 表彰の日

表彰の日は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において地方裁判所長又家庭裁判所長が定める日とする。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰の方法

表彰は、地方裁判所長又は家庭裁判所長の表彰状又は感謝状を授与して行う。

8 表彰に要する費用

表彰に要する費用は、予算の示達が行われる。

付 記

この通達は、平成元年4月1日から実施する。

付 記（平成 6 年 12 月 7 日民二第 410 号）

この通達は、平成 7 年 1 月 1 日から実施する。

付 記（平成 18 年 3 月 29 日民二第 002642 号）

この通達は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（平成 29 年 4 月 28 日民二第 1462 号）

この通達は、平成 29 年 4 月 28 日から実施する。